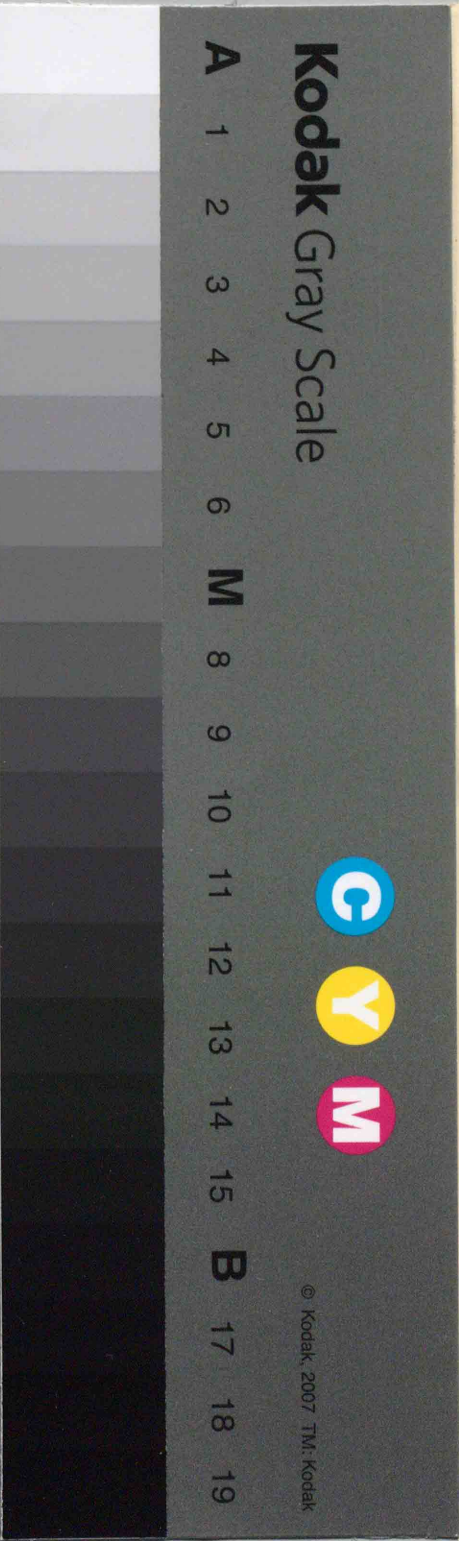
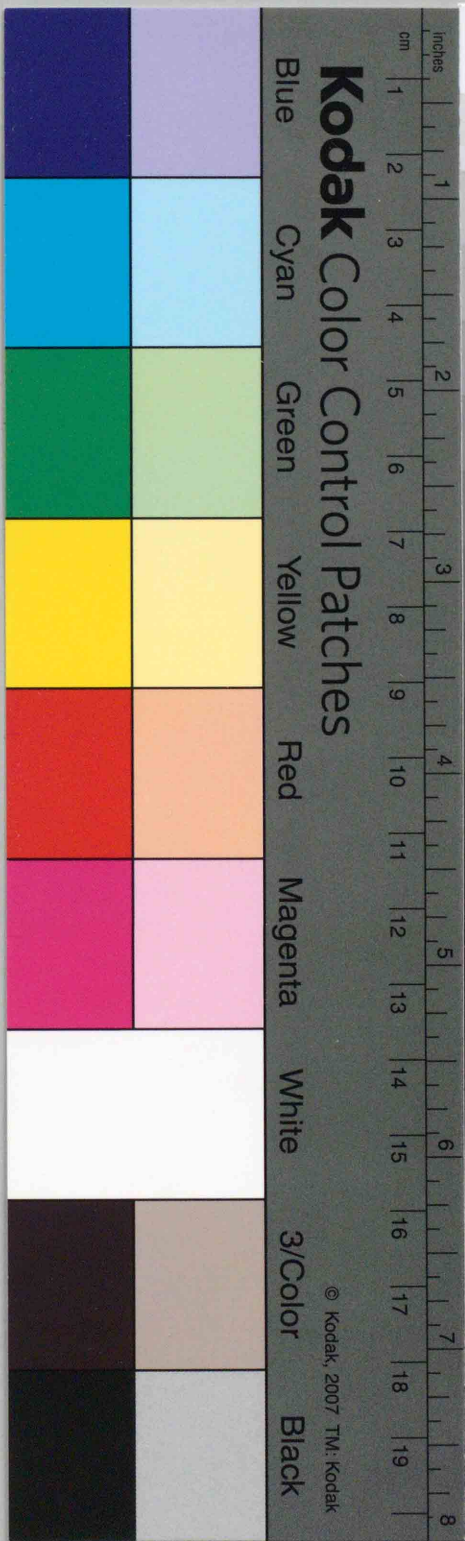


新編修身教科書

井上哲次郎著

五

375.9
In15
資料室



40566

教科書文庫

4

110

41-1912

~~20000~~
46698

20003
02789

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak

375.9
In 15

明治四十五年二月廿九日
文部省檢定
中學修身教科用書

文學博士井上哲次郎著



新編 修身教科書 五

東京 金港堂書籍株式會社

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ
智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ

如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民
ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ
中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ
咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ
明治二十三年十月三十日

御名御璽

詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ニ東西相倚リ彼
此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ
修メ友義ヲ悖シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコ
トヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ
共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日
尚淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實
業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ
華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ
抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ

成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪
ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今
ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ
維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ
庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

内閣總理大臣侯爵桂太郎

新編 修身教科書卷五

目次

第一章 國民道德	
第一節 總說	一
第二節 祖先崇拜	五
第三節 家族制度	一〇
第四節 忠孝一本	一四
第二章 武士道	
第一節 武士道の發達	二〇
第二節 古今武士道の異同	二三
第三節 武士道の長處・短處	二四

第四節 武士道と將來の道德……………二九

第三章 個人道德

第一節 人格……………三一

第二節 職業……………三六

第三節 名譽・自重……………四一

第四節 財産……………四七

第五節 權利義務……………五二

第四章 國際道德

第一節 帝國の地位……………五九

第二節 國際關係……………六二

第三節 外國人に對する信義……………六五

第四節 外國人に對する禮義・交際……………六九

第五章 實踐道德の基礎

第一節 總論……………七二

第二節 行爲……………七六

第三節 動機……………七九

第四節 品性……………八四

第五節 責任……………八七

第六節 良心……………八九

第七節 理想……………九五

第八節 意志の修養……………一〇一

新編 修身教科書卷五日次終



新編 修身教科書 卷五

文學博士 井上哲次郎 著

第一章 國民道德

第一節 總說

夫れ道德の大本は、古今に通じ、東西に亘りて異なる所なしと雖も、之が實踐の方法に至りては、必ずしも各時各人同一なるを得ず、その時代に應じ、その境遇に従つて、各、その實現の狀態を異にす。即ち道德の根柢は一定不動なりと雖も、枝葉の綱目自ら多岐

Handwritten notes in cursive script at the top of the page, including the characters '修身教科書' and '國民道德'.

に渉るは免れざる所なり。されば國體を異にし、歴史を異にし、性情を異にせる我が國民に、その固有の道德あるは、毫も怪しむに足らざるなり。

抑も我國は、皇祖建國の當初より、萬世一系の天皇億兆に君臨して、國權を總攬し給ひ、下人民を愛撫し給ふこと父母の如く、億兆亦心を一にして、之に事へ奉ること、その父母に於けるが如し。此の萬邦無比の國體と、終始一貫せる國史の成蹟とは、我が國民性の勇敢義烈なることを證し、優美敦厚なることを明かにす。而してこの國體、この歴史、この國民性によりて、特殊の發達を遂げ來りたる我が國民道德の本

領果して如何。我等は宜しく其の特色のある所を知りて、益之を中外に宣揚せざるべからず、是れ實に我國將來の發展を來す所以なり。

試に歴史を繙きて、各國民興亡の蹟を繹れ見よ。國運隆盛の時に當りては、人心活氣に充ち、舉つて祖國のために爲すことあるの意氣を示す、即ち國民道德の最も健全なる時代なり。之に反して、人心倦怠意氣振はず、國民道德の振興せざる時は、即ち國運衰亡に瀕するの時なり。之を西洋の歴史に徴するに、羅馬は此くの如くにして興り、此くの如くにして亡びたり。豈にたゞ獨り羅馬のみならんや、何れの國、

何れの時か然らざらん。此を思ひ彼を懐へば、國民
道徳思想の健否は、實に國家の盛衰興亡に關するも
のなることを知るべし。

人はいふ、國家隆盛の基礎は、富國強兵の策にあり
と、然れども苟くも國民道徳にして一旦頽廢せんか、
富國も強兵もその實を擧ぐることに能はず。國民道
徳を等閑に付して、只管富國強兵に汲々たるは、譬へ
ば地盤を固めずして高樓大厦を築くが如し、顛覆の
憂なしと謂ふべからず。要するに、國民道徳は本な
り、富國強兵は末なり、本治まらずして末の榮ゆる理
あらんや。

我が國民道徳は、遠く皇祖皇宗の遺訓に基づき、幾
多の星霜を経て發達し來りしものにして、一朝一夕
に成れるものに非ず、されば將來時勢の進運に鑑み、
益、その特長を發揮すると共に、その足らざる所を補
ひ、以て大日本帝國の國光を發揚すること、實に我等
國民の重大なる任務なりとす。

第二節 祖先崇拜

萬邦無比の我が國體の背後には、祖先崇拜の美風
の存することを忘るべからず。抑も我が家の今日
あるは、皆是れ祖先の遺徳にして、其の餘澤また永く

多國を智れ
仁と徳を
返すべし

後世に傳はるものなり。斯くて祖先の人格は、その遺業の上に、我が一家の上に、我が一身の上に、又我が子孫の上に、その痕を印して、永久に消滅することなし。されば其の高徳を追慕し、其の恩義を感謝するは、實に我國特有の美風と謂ふべし。而して此の美風たるや、建國以來數千年の歴史を経て養成せられたるものにして、其の根柢深く人心に鏤刻し、牢として抜くべからず。

畏くも我等の仰ぎ奉る皇室に於ては、建國の當初より常に天祖を崇拜して、範を下人民に示し給へり。試に思へ、今日國民一般の祝し奉る、國祭日の本づく

所果して如何、皆是れ祖先崇拜の旨趣に基づくものにして、春秋二季の皇靈祭は、帝室の御祖先たる歴代の天皇の神靈を祀り、其の他神嘗祭新嘗祭神武天皇祭孝明天皇祭の如き、悉く是れ祖先崇拜に關する祝祭日ならざるはなし。而して三大節の如き、亦全く祖先崇拜に關係なしとせざるなり。此くの如く、一國舉つて祖先崇拜の禮を盡すこと、我國を措いて他に見る能はざる所なり。

我國に於ける祖先崇拜は、之を三種に分別して考ふるを便なりとす。第一、家族に於ける祖先崇拜、第二、郷村に於ける祖先崇拜、第三、國家に於ける祖先崇

拜是れなり。家族に於ける祖先崇拜とは、各家族が各、その家の祖先を崇拜して、其の靈を祀るものにして、家族發展して一郷村をなせば、こゝに郷村全體の共同祖先を祀る、今日各地方に於て氏神と稱するものの多くは即ち是れなり。而して國家に於ては、更に國家全體の祖先として、伊勢の大廟を祀る。この敬神崇祖の風は、實に建國以來一貫して渝ることなく、遂に今日見るが如き我が國體の精華を致したるなり。

斯くの如くにして、祖先と子孫との關係を密接ならしむることは、社會風教の上に、偉大なる感化を與

ふるものなり。我が國民が一朝事あるに際して、能く一致協同の實を舉げ、以て君國に盡瘁するは、畢竟この祖先崇拜の美風の存するが爲なり。また我が國民の人情淳厚にして輕薄ならざるが如き、皆我が祖先を尊崇し、我が家門を重んずるが爲ならずんばあらず。若し夫れ祖先の威靈が常に生々として、我等の身邊にあることを思はゞ、自ら日常の行爲を慎み、一舉一動と雖も忽にせざるに至るべし。

我等が日々服膺せる教育勅語に『皇祖皇宗ノ遺訓』なりと宣へるを拜しても、今上天皇陛下が如何に御先祖の遺訓を遵奉し給へるかを推し奉るを得べ

し。我等はこの大御心のある所を奉體して、永く子々孫々に至るまで、祖先の遺徳を傳へ、家門の繁榮を計り、以て國運の隆盛ならんことを期圖せざるべからず、是れ即ち國民道德の特色を益發揚する所以なり。

第三節 家族制度

祖先崇拜と密接不離の關係を有するは家族制度なり。家族制度にして成立せずんば、祖先崇拜は無意義のものとなり、祖先崇拜にして行はれずんば、家族制度は成立せず。畢竟兩者は相離るべからざる

云々
陽天
善
如
云々

ものにして、共に我が國風の美を成す所以なり。

之を西洋諸國に觀るに、彼に在りても、古昔は祖先崇拜の風あり、従つて家族制度行はれしも、次第に衰微して、今は殆ど全く之を失へり。されば彼に在りては、夫婦子女相集りて一家を成すと雖も、これ唯一代の生活を營むものにして、永遠に之を維持するものにあらず。故に法律上、家族相互の權利義務を認むと雖も、我が所謂家長權なるものなく、家督相續なるものなし。即ち彼に在りては個人を本位とし、我に在りては家族を本位とす、其の社會組織の根柢に於て、彼我相違せること此くの如し。

我が國民の一身を捧げて家門の爲に竭し、祖先を崇び、家名を重んずる風あるは、實にこの家族制度の完全に行はるゝが爲にして、その家族相互に和親協力して、一家の經營に従ひ、家門の存立と繁榮とを期圖することに汲々たるは、實に我國の美風たらずんばあらず。而して此の思想は君臣の道義と相並びて、最も健全なる發達を遂げ來り、以て我國固有の道徳を維持し、世界萬國に秀絶せる國風を形成す。

斯くの如く、家族制度の完全に行はるゝ結果、我國に於ては、義勇奉公の精神は言ふまでもなく、一家に於ける特殊の道徳、即ち父子夫婦兄弟の情義に於て、

他國に見るべからざる發達をなし、一家一族のもの、一致協同、休戚相共にするの美風を成せり。然れども凡そ事利のある所、害之に伴ひ、長處即ち短處たることを免れず。この優越せる家族制度にも、又その弊害の伴ふものなきにあらず、即ち公德心の缺乏、依頼心強く、獨立自營の思想に乏しきこと、保守退嬰主義に陥ること、人格を完うするの念薄きこと等は、皆その裏面に附隨せる弊害にして、我が國民の發展を沮害するものなり。されば我等は、その長所を發揮すると共に、努めてこの弊害を除去し、以て國民道徳の健全なる發展を遂げしめざるべからず。

忠孝の精神

第四節 忠孝一本

忠孝一本の大義は我國の生命にして、國民道德の精髓なり。それ忠孝は人倫の二大綱にして、何れの國に於てか之を説かざらん。然れども外國に於ける君臣親子の關係は、必ずしも我等の所見と同じからず。我等は單に我が君を君とし、我が親を親とする眼前の關係のみに止まらず、遠く天祖の上に溯り皇祖の末孫に降りて、常に密接なる關係を有するものなり。何となれば、我が民族は概ね天皇の末族支裔に出で、天祖の直系たる皇室は、實に我が國民の一

大宗家たればなり。斯くて父母を同じうする子孫は、家長の下に一家を成し、皇室の下に一國を成す。家を擴大したるものは即ち國にして、國を縮小したるものは即ち家なり。斯る特殊の事情を有する我が國體は、即ち忠孝一本の大義を生ずる所以にして、他國人の到底其の眞意を解すること能はざる所なり。

我等が祖先を尊崇し、父母に従順なるの至情は、天祖に及び、皇室に及びて、忠誠の心となる。即ち孝なるは忠なる所以にして、忠なるは孝なる所以なり。忠は孝の大なるものにして、孝は忠の小なるものな

りとも謂ふを得べし。忠孝兩全なり難きこと、他國に於ては或はこれあらんも、祖先崇拜家族制度の完全に行はるゝ我國に於ては、忠孝は常に兩全なり得べきなり。何となれば、忠孝の二徳は、もと一心の致す所にして、一家族の家長に對しては孝となり、大なる國の家長に對しては忠となる、其の名は二なりと雖も、其の心は即ち一なり、大なるもの忠にして、小なるもの孝と謂ふべく、その性質に於て何等の相違なければなり。更に之を歴史的に觀察するに、我等は上に萬世一系の皇室を奉戴するが故に、我等の事へまつる皇室は、即ち我等の先祖が事へまつりたる皇

室の御系統にして、我等がこの皇室に對して忠なるは、即ち祖先の遺志を繼承して、よく孝道を完うする所以なり。忠孝一本の大義、我が國體に於て、實に明瞭なりと謂ふべし。

斯くの如く、君臣の關係恰も親子の如くなることは、到底他國に於て見るべからざる所にして、忠孝一本の大義は、我國の如き國體に在りて始めて完全に實現せらるゝものと謂ふべし。嗚呼我等は幸にこの光榮ある邦土に生を享くることを得たり、いかで此の大義を忘却して可ならんや。

至聖至仁なる 今上天皇陛下は、夙に忠孝の大義

に御心を用ひさせ給ひ、明治二十三年十月三十日勅語を下し給ひて、皇祖皇宗の宏謨に基づき、教育の淵源たる國民道德の據るべき所を宣示し給へり。我等の仰いで則るべき道、是に於てか昭々として明かなり。我等は當に祖先の道を尊崇し、時勢の變遷に鑑み、更に之を完成して、健全なる發達を遂げしめ、以て之を後代の國民に傳へざるべからず。

忠與孝、固不二其本。在所處何如耳。而立忠孝不全之說者、輒曰、家居養親、則不能致身於君。是徒知夙夜在公之爲忠、而不知扶植綱常之爲大忠也。又曰、以死殉國、則不得竭力於父母。是徒知冬溫夏清之爲孝、而不

知殺身成仁之爲大孝也。

(藤田東湖)

第二章 武士道

第一節 武士道の發達

武士道は武士の間に發達したる一種の道德にして、其の淵源を尋ねれば、遠く古代の歴史に於て之を見るを得べし。然れどもその著しく發達し來りしは、鎌倉時代より戰國の末に至る間にして、源賴朝を始めとし、武田信玄、上杉謙信、織田信長、豊臣秀吉等は、皆武士道の發展を促すに與つて大に力ありし者なり。徳川氏三百年は誠に泰平の世なりしかど、封建

の制度行はれ、各藩の教育は即ち武士的教育にして、戦國時代の武士道を鼓吹し、其の精神の普及を計りしため、武士道の衰頹を來すが如きことなかりき。殊に山鹿素行が從來の武士道を教育的訓練となして後進に傳授せしが如き、武士道の發展に資する所少しとせず。されば徳川氏の末に、米艦浦賀に來りて通商貿易を促し、國內騷擾を極めし時、武士道の精神は茲に勃然として復活し來れり。嘗に武士道の精神のみならず、武士道の實行が此の時活潑なる態度を取り來れり。吉田松陰、横井小楠、藤田東湖の如きは即ち武士道の精神を抱いて蹶起したる者と謂

ふべし。要するに、武士道は久しく教育の力に依りて傳へられたるため、一朝有事の日に當りて、よく其の復活を見るを得たるなり。維新後に至りては、封建制度を廢せられたため、武士道の發達に一頓挫を來せり。加ふるに、武士道を破壊するが如き野卑なる拜金主義、放縱なる自然主義、及び奢侈淫靡の風俗流行し來りて、武士道の災危は一層甚だしき状態に迫れり。然るに武士道は其の後屢復活の機會を有せり、即ち明治十年の戦争を始めとし、日清戦争、北清事件、日露戦争の如き、何れも其の顯著なるものなり。

第二節 古今武士道の異同

武士道は如何なるものなりやと問ふに、之を説明したるもの甚だ少し。然れども、之を其の發展の來歴に考ふるに、其の要素として最も重大なるものは、一言以て之を蔽へば、忠君愛國の精神なり。然るに武士道は、其の形式に就いて言へば、必ずしも古今一徹なりと謂ふべからず。固より其の精神は今も昔も異なる所なければども、其の形式に至りては、時勢に随つて異同あるを免れず。武士道の何たるかを了解せんとするに、若し其の形式に拘泥するときは、意外の謬見に陥ることあり。徳川時代に在りては、武

史を考ふるに
 史を考ふるに
 史を考ふるに
 史を考ふるに
 史を考ふるに
 史を考ふるに
 史を考ふるに
 史を考ふるに
 史を考ふるに
 史を考ふるに

史を考ふるに

士道は各藩の藩士が主君に對して忠節を盡す上に存せり。然るに今日の如き軍隊組織となりては、武士道は軍隊が天皇に對し又國家に對して其の忠節を盡す上に存す。

形式に於ては此くの如く異同あれども、武士道の精神は、古今を一貫して異なる所なし、即ち自己の奉事する所にして、其の保護恩惠を受くる者に對し、身命を擲ちて忠節を盡すといふに至りては、寸毫も異なる所なし。封建時代に於て、一地方の藩士が其の主君に對して忠節を盡したるも、今日の軍隊が天皇に對して忠節を盡すも、其の精神に至りては相同じ。

要するに、忠節を重んじて、之を完うせんが爲には、身命を擲ちて意とせざるもの、是れ即ち古今を通じて變ることなき我が武士道の精神なり。

第三節 武士道の長處短處

武士道は其の發達に伴うて種々の美德を傳へたり。禮儀廉恥節義正直儉素義勇等の如き諸徳は、畢竟封建制度に依りて大に鍛鍊せられたるものなり。されど是等の諸徳よりも、武士道に於て最も長處と認むべき點は、其の最後の決心を爲す所に在り。即ち平素死を決して世に立つ所の精神是なり。これ

死節

死節

を死節といふ。若し死を怖るゝときは、何事をも成すこと能はず、死を決して始めて生を得べしとは、是れ武士道の神髓とする所なり。山鹿素行は死節を論じて「死を委ねるは臣の道なれば、節に當つては身を捨て死を輕んずること、是れ即ち臣の義なり。常に死を守ることを勉むるは、家を忘れ私を顧みざるを以て本とす。……死に至つて人の重きところなれば、是れ亦究理することを詳かにして而して死を全くすべし。是れ死して全きを守る道といふなり」と曰へり。又吉田松陰も「死而後已四字、言簡而義廣、堅忍果決、確乎不可拔者、舍是無術也」と曰へり。斯

くの如く武士道に於ては、常に死を決して事に當るが故に、如何なる事を爲すも、成就せずといふことなし。
去る如く、白雲南無如、夜免珠の如し。

然れども、武士道は封建時代に發達したるものにして、畢竟武士の遺産物なるが故に、今日の時勢に照して考ふるときは、缺點と認むべきもの亦少からず。第一武士道は文學、美術と相背馳する傾向あり。されば徳川時代に於ては、文武不岐など云ひて、頻に文武兩道の調和を圖りしことあり。此の調和は必ずしも不可能の事に非ざれども、然も武士道偏重の結果は、自ら文學、美術を輕視するの傾向を生じ、動もす

成功、
張中、
言、

は、
武、
信、
あり、

は、
事、
を、
花、
り、

は、
事、
を、
花、
り、
人、
の、
長、
中、
可、
信、
事、
を、
花、
り、

君、
を、
不、
死、
を、
討、
す、

世、
を、
救、
ふ、

利、
を、
食、
は、
せ、
ず、

れば殺風景に流るゝを免れ難し。第二、武士道は經濟の念に乏し。古來、武士は食はれど高楊子^{たかやうし}など稱し、武士たる者は、經濟に心を留めざるの習慣を養成し來れり。是れ武家の時代に在りては、實に已むを得ざりしなり、何となれば、武士は其の祿に甘んじて、専ら忠節を盡さざるべからざるが故に、到底經濟上の發展を圖るの餘地なきのみならず、經濟上の思想は往々其の本務の遂行を妨ぐるにあり。此の點より考ふれば、一般に利殖を賤みたればなり。武士道は今日の實業と相容れざる所あり。然れども、此の兩者は又必ずしも調和し得ざるに非ず。例

へば商業に重んずる所の信用の如きは、武士道の廉恥・正直等の徳を實行することによりて、之を收むることを得べし。第三、武士道は人格の尊嚴を認めず。是れ臣・僕たる者は、主君に仕へて、平素生命を捧ぐるため、自ら人命を輕んずるの傾向を生じたるに由る。但し武士道に於ても、或る意味に於ける人格尊重の念は頗る強し。即ち其の死するは自己の人格を全うする爲に死するにて、妄に死するは武士の體面を汚すの甚だしきものと考へたり。然れども階級制度の嚴格なる時代に於て、臣・僕たる者の人格が輕視せらるゝは免るべからざる事にして、斯る意味に於

一階級制
生命を捧ぐる
人格を全
うする
生命を捧ぐる
生命を捧ぐる

て武士道が人格尊重の念に乏しきは、蔽ふべからざる事實なり。

第四節 武士道と將來の道德

武士道は獨り戰場に於てのみ發揮するものと思ふ者あらば、是れ未だ武士道の真相を看破し得ざる者なり。武士道は古來日本の社會に發達したる一種の道德にして、種々の美德を具ふること、既に前節に述べたるが如し。即ち武士道は單に暴力を逞うして、敵を殄滅すれば足れりとするものに非ず。正を扶助して博く仁愛を施し、邪を擊退して社會の害

正義の道

悪を除くこと、其の目的の主要なるものなり。而して正義人道を發達せしむる方法は、獨り戦争のみならず、無形の範圍に於ても亦之を行ひ、以て文明の進歩に裨益するを得べし。即ち競争の激烈なる社會に處し、武士道に依りて其の目的を斷行するは、戰場に於て武士道を發揮すると、毫も異なる所なし。要するに、今後我國に於て道德を進めんとするには、大に武士道の精神を鼓吹し、事を爲すに當りて、百難を排し、正義の爲に斷々乎として其の所信を遂行するの勇氣を養成せざるべからず。是れ武士道と將來の道德の間に密着不離の關係ある所以なり。

第三章 個人道德

第一節 人格

所謂人格とは、知情意を統一して、一切の思想行動の主體となるものを云ふ。換言すれば、物品に非ず、動物に非ず、人間の人間としての資格の謂なり。

凡そ人間といふ人間に取りて、人格の價值より貴重なるものはあらず。俗に品位若しくは品格と謂ふは、人格の價值を言ひ表はしたるものにして、人格の價值は、實に絶對的なり。何となれば、各個人の人格の異同は、比較的に定まるものなれども、其の人々

specul
情 悟 知
悟 悟 知
悟 悟 知
悟 悟 知

の人格は、其の人々に取りては、無限の價値を有すればなり。人格の貴重なるに比すれば、金錢何かあらん、名譽何かあらん、權勢何かあらん。生命の如き、如何に貴重なりとするも、之を人格の貴重なるに比すれば、鴻毛よりも輕し。楠公會て人格の如何を究明せずと雖も、其の湊川に討死したるが如き、生命を抛ちて人格の品位を維持せるものと謂ふべし。苟も人格を完うするを得ば、一日の生活と雖も、迥に百年の長生に優るものにして、古人が「朝ニ道ヲ聞イテ夕ニ死ストモ可ナリ」(論語)と曰ひしもの、誠に故ありと謂ふべきなり。

陋巷の貧
一瓢の飲
一單の衣

世人動もすれば言ふ、善人必ずしも繁榮せず、惡人必ずしも窮困せず、彼の猛惡なる盜跖が、富んで而して長壽なるに反し、亞聖とも稱せらるゝ顔回が、貧にして而して早逝せるを見れば、古來福善禍淫とは云へども、眼前の事實は、之が反對を示すこと多しと。然れども此の事たるや、人格の價値より之を考察すれば、容易に解釋することを得べし、何となれば、現在に於ける我等の行爲は、錯雜紛糾して、其の善惡容易に識別すべからざるも、漸く歳月を経るに隨ひ、世評定まり、人格の價値分明に現はれ來るものにして、此の人格の價値より看來れば、善行は善果を生じ、惡行

功利なき
快楽先

人格の修養

は悪果を生ずるの外なければなり。
人格は、我等の努力に依りて、無限に進化發展するものにして、又無限の生命を有するものなり。我等の生理上の生命は、肉體の破滅と共に、雲散霧消して、復痕跡を留めずと雖も、人格は、毫も之が爲に影響を受けず、未來永遠に存續して、窮りなきものなり。假りに孔子が桓魋たひに殺されたりとするも、孔子の人格は、之が爲に撲滅せられ得べきものに非ず。ソクラテスは、毒殺せられたるも、ソクラテスの人格は、今も昔も變りなきなり。

之を要するに、各人一切の道德は、人格の發表なれ

修養
culture

ば、人格なき人には、道德亦見るべからず。是を以て、人の人格に對する責務は、自己に對する責務中、最も高尚なるものたることを知るべし。

假令ひ身體健全にして、巨萬の富を累ねとも、又如何に該博なる學識ありとも、若し人格卑劣なるときは、猶花にして毒あるが如し。故に人は、其の地位の何たるを問はず、其の人格を尊重し、之が修養に努めざるべからず。

人格を高めんには、各自の品位を進むるを以て第一とす。而して品位を進めんには、言動に一定の主義ありて、利害の爲に惑はされず、殊に大節に臨んで

奪はれず、自ら責任を重んじて、其の體面を完うするを要す。

我心匪石。不可轉也。我心匪席。不可卷也。(詩經)

第二節 職業

老少不具癡疾のものは姑く措き、苟も健全なる身體を有するものは、必ず一定の職業に就きて、他人の保護を受けず、全く自力に由りて生活せんことを要す、是れ人格の獨立を完うする所以なり。

人若し職業なくして、安逸に耽るときは、早晚必ず窮乏に陥る、是れ世間幾多の實例の明示する所なり。

人格の獨立
生活の獨立
職業

假令ひ多額の遺産ありて、直に業務を執る必要なくとも、無爲にして一生を過すは、自己に對する責務を

怠るものにして、社會に惡風を遺すを免れず。され

ば人は、必ず相當の業務に就きて、社會國家の爲に、其

の能力と資産とを利用すべきなり。人に一定の職

業あるを必要とするは、嘗に一人一個の爲のみなら

ず、又社會の秩序を整ふる所以にして、決して貴賤貧

富に由りて差別あるものにあらず。

職業には單純なるものあり、複雑なるものあり、身

體を勞するものあり、精神を勞するものあり。然れ

ども、總て勞働は神聖なるものにして、職業に貴賤の

信譽を
學生
同僚
他人
社會
職業

我境遇
性根越味
身強張筋

別あることなし。如何なる職業にても、全力を盡して勵精する者は貴く、然らざるものは賤し。只それ我等は職業を選ぶに當りて、自己の長短趣味事情等を考へ、己れに最も適當なるものを選択して、之に従事せんことを要す。世には一時の出來心より、自己に不適當なる職業に従事し、爲に一生其の運命を局限せらるゝもの少からず、眞に憐むべし。若し夫れ不正の職業に従事して、不當の利得を貪るもの如きは、是れ社會の公敵と稱すべきなり。

職業に伴はざるべからざるものは、勤勉忠實の徳なり。勤勉忠實は、自立の基本にして、單に日常衣食

俸給

勤勉忠實

即ち職業に専念する心を指す

才力事才

時無暇

成功は勤

の資を得る唯一の手段なるのみならず、學徳勳功名譽等、總て成功は一として其の結果に非ざるはなし。之に反して、怠惰は失敗の源なり。假令ひ非凡の才能ありとも、其の業務を怠り、遊惰に耽るときは、終に無能短才の人にも及ばざるべし。思ふに怠惰ほど人性を毒するものはあらじ。怠惰は、獨り健康を害し、氣力を銷沈せしむるのみならず、又人をして、間居して不善をなさしめずんば止まざらんとす。

勤勉に就いて最も注意すべきは、時間を惜むべきことなり。如何ほど有益の事業も、時間なくば、成功を期し難し。何等かの事業を成し得る時間あらば、

決して之を浪費すべからず。徒に白日を消耗するが如きは、實に浪費の甚だしきものなり。されば、時間には即ち貨財なり。而も一度失ひたる貨財は、また取り返すこと難きに非ざるも、一度失ひたる時間は、再び呼び戻すこと能はざるなり。故に時間は貨財よりも貴し。

人間一生涯の事は、前半生の勤惰によりて定まること、恰も一日の計は、午前の中に定まるが如し。我等は早く此の事を曉りて、一生の計を定めざるべからず。

人各盡力其職、則貨財盈倉、其屋必潤、苟如此、則雖

住深山、而負販不招而來、日月莫不如意焉、可謂海魚亦上山頂矣。豈夫可不盡力其職哉。 (三宮先生語)

録

第三節 名譽と自重

自己の眞價を認め、己れ的能力を信じて、外物の爲に我が意志を枉げず、毅然として自己の品位を保つ、之を自重といふ。而して他人之を認むれば、茲に名譽あり。抑、自重は己れが人格を保持する所以にして、修養上極めて緊要なるものなり。蓋し人は其の社會上に於ける地位身分に高下の別あれども、其の

人たる所以の資格に至りては、萬人平等にして、何等の差別あることなし。されば、人は其の分に應じて、それ／＼禮節を守らざるべからずと雖も、是れが爲に、己れを賤しめ、自ら輕んずるが如きことあるべからず、是れ實に自己修養の第一歩にして、衆徳の因つて生ずる本源なればなり。

然れども自尊心は、流れて自負心に變ずる虞れあり、自負の心一たび起らば、傲慢無禮となりて、人の嫌惡を招き、遂に世に立つこと能はざるに至らん。されば自重と共に守るべきは恭儉の徳なり、勅語に「恭儉己レヲ持シ」と戒め給へるは是れが爲なり。 自負

と恭儉とは兩立せざるも、自重と恭儉とは兩立して相戾らざるのみならず、互に相待ちて、始めて徳性を完からしむるを得べし。

自尊心ある者は、如何なる誘惑に遭ふとも、決して之に惑はず、又自己の信ずる所を固く執り、確乎として動くことなし。彼の體慾に誘はれ、名利に迷ひ、權勢に怖るゝが如きは、蓋し自尊心の存せざるに由る。學生が他人の説に附和雷同して、教師に抵抗し、又は校長に反對し、爲に學校騒動を惹き起すが如きも、亦自ら重んぜざるの致す所なり。

自尊心ある者は、能く事を成就す。語に曰く「天は

自ら助くるものを助く』と、凡そ事の成るは、自ら信じ、自ら恃み、他人の力に依頼せずして、獨力以て邁進するに由る。若し此の心なくして、偏に他人の力に依頼するときは、瑣細なる障碍に遭ひても、意氣忽ち沮喪し、再び起つ能はざるに至るべし。之に反して、自信自恃の心あるものは、百難に屈せず、千挫に撓まず、遂に能く其の業を完うするを得べし。而して自信自恃は自重の心より出づるものなり。

名譽は他人に認められたる自己の眞價なれば、何人も之を有することを得べく、又何人も之を得んと欲するものなり。されば我等は其の名譽を重んじ、

決して之を輕視すべからず。自己の眞價を正當に認められん事を要求するの心は、やがて自重心の外に向ひて發したるものなれば、何等卑しむべきの理なし、否この心なきこそ、却つて耻を知らざるの人なり。人の惡徳惡行は、皆是れ耻を知らざるより起るものなれば、無耻の人は、既に人たるの資格なきなり。古の武士は、大に廉耻を重んじ、この心なきものは、武士の體面を汚すものとして、痛く之を擯斥せしこと、其の旨深しと謂ふべし。

然れども、自己の眞價以上に社會が之を評價せんことを希ひ、徒に虚名を喜ぶの人は、是れ亦卑しむべ

き虚榮の人にして、その人格を損すること甚だし。加之虚名を喜ぶ人は、往々人の盛名を羨み、之を妬み、之を悪んで、終に讒誣中傷することあり、これ最も卑しむべきなり。何となれば、名譽はもと是れその人の天才勤勉等に由りて取得したる無形の財産にして、永遠に不朽なるものなれば、時としては生命財産よりも尊重せらるればなり。故に他人の名譽を毀損するの罪惡たるは、偷盜若くは詐欺によりて他人の財貨を侵害するの罪惡たると、毫も擇ぶ所なし。之を要するに、我等は自重心を養成し、自己の名譽を重んずると共に、他人の名譽をも尊重せざるべから

ず。彼の好みて人の弱點を擧げ、喜びて人の惡事を發くが如きは、小人の所爲にして、士君子の爲す所にあらず。論語に曰く『君子ハ人ノ美ヲ成シ、人ノ惡ヲ成サズ』と、以て我等の鑑戒と爲すべし。

子曰、吾之於人也、誰毀誰譽、如有所譽者、其有所試矣。

(論語)

又曰、衆惡之必察焉、衆好之必察焉。(同上)
人不可以無恥、無恥之恥、無恥矣。(孟子)

第四節 財產

常に勞働の所得を消費し盡して、毫も餘すことを

知らざるは、自ら好んで危難に近づくものなり。何となれば、他日不時の天災に遭ひ、又は疾病に罹り、若しくは老年に及んで、自活の道を失ふのみならず、衣食の窮乏は、往々人を誘うて、種々の不徳を行ふに至らしむることあればなり。古人曰く『恒ノ産ナキ者ハ恒ノ心ナシ』(孟子)と、誠に然り。故に人は必ず平素所得の一部を貯蓄して、其の用に備へざるべからず、之を財産と云ふ。

財産は、職業の基礎なり。如何なる職業も、多少の財産を要せざるはなし。太古漁獵の時代に在りては、其の生活に必要なる財産、二三の器具に過ぎざり

しも、文明の程度愈、進歩するに従つて、職業に要する財産、益、多大となれり。此の點より之を言へば、一國財産の多寡は、以て文明の程度を測る尺度となすに足る。

財産は、亦本務を完うする基礎なり。財産なきものは、慈善の心あるも、人を救ふことを得ず。若し又自立の道を失ふに至れば、遂に累を社會國家に及ぼさんとす。故に何人も勤儉貯蓄して、財産を増殖することとを心掛けざるべからず。節儉とは、必要品を節約するの謂に非ず、各、其の分に應じて、出入の度を計り、無益に物を費さず、有用の物を捨てざるをいふ。

節儉の反對は奢侈なり。奢侈は、必ずしも多額の消費をなすの謂に非ず、私慾又は虚榮心に驅られ、前後を顧みずして、金錢物品を浪費するをいふ。

奢侈を極むるときは、勢ひ所得以上の生活をなし、負債を積み、家産を破り、困窮の極、累を他人に及ぼすに至る。故に經濟の道を知らざるものは、道德を完うすること能はず、深く戒めざるべけんや。

此くの如く、財産は獨り自己及び父母妻子の生活を維持し、又其の不時の用を充たすのみならず、之なくば社會國家に對する本務を完うするを得ず。而して各人の富は、一國の富にして、各人富めば、一國亦

奢侈
奢侈の極
困窮の極
累を他人に及ぼす
負債を積み
家産を破り
困窮の極
累を他人に及ぼす
國家の富
各人の富
一國の富

富むは必然の理なり。

然れども貨財は、もと生活の用を辨ずる爲のものなれば、之を以て人生唯一の目的となすべからず。

若し夫れ貨財を欲して、義理に違ひ、若しくは私に賄賂を受けて、己れの節義を賣るが如きは、男子の甚だ恥づべき所なり。又貨財を貯蓄するに汲々として、之を使用する道を知らざるときは、吝嗇・貪婪の人となり、其の極あらゆる不義不徳を爲して顧みざるに至らん。此くの如くならば、貴重なる貨財も、却つて身を傷ひ、人を賊するの具たるに過ぎず、慎まざるべけんや。

富むは必然の理なり
然れども貨財は、もと生活の用を辨ずる爲のもの
若し夫れ貨財を欲して、義理に違ひ、若しくは私に賄賂を受けて、己れの節義を賣るが如きは、男子の甚だ恥づべき所なり
又貨財を貯蓄するに汲々として、之を使用する道を知らざるときは、吝嗇・貪婪の人となり、其の極あらゆる不義不徳を爲して顧みざるに至らん
此くの如くならば、貴重なる貨財も、却つて身を傷ひ、人を賊するの具たるに過ぎず、慎まざるべけんや

節用而愛人。(論語)

凡爲人者不能無父母兄弟妻子。乃衣食居之道不可一日無也。夫治一家也。似易而難矣。(二宮先生語錄)

第五節 權利義務

凡そ人皆各その欲求する所あり、而して快は何人も之を欲し、苦は何人も之を避けんとす。若し之を其の自然のまゝに放任するとき、時に彼此の間に衝突起り、各その意志を貫くこと能はざるの結果を生ずべし。是故に萬人の欲求を制限すると同時に

萬人をして一樣にその欲求を遂げしめざるべからず。是れ即ち國家が其の權力を以て法律を制定し、各人欲求の範圍を限定して、互に相侵害することなからしめ、以て社會の秩序を維持し、各人をして平和の生活を爲さしむる所以なり。權利こゝに於てか起り、義務こゝに於てか生ず。即ち我れは自己の欲求の範圍を保護するの權利を有すると同時に、他人の欲求の範圍を侵害することなき義務を生ず。權利と義務とは常に相對的の關係を有するものにして、權利の在る所、常に義務あり、義務の生ずる所、又必ず權利ありて存す。

権利の種類多しと雖も、その重要なるものを次の四とす。

一、生存の権利。身體生命の貴重なるは言を俟たず、されば之を保全するは、人の本務なると同時に、又その権利なり。若し身體生命に對して、不當の危害を加へらるゝときは、之を防ぐに相當の手段を取るべし。自己又は他人の危急に際し、止むを得ざる場合には、腕力又は武器を用ひて、加害者に抵抗するこゝとを得、正當防衛即ち是なり。

二、自由の権利。自ら正善と信ずる所に従うて行動云爲するは、人の自由なり。精神健全にして、其の

行動常軌を逸せざる限りは、他人の干渉を許さざるを自由の権利とす。誘惑脅迫監禁等の手段を用ひて、強ひて人の思想信仰を枉げ、又はその言論行動を左右するは、此の権利の蹂躪なり。

三、所有の権利。自己の勤勞によりて得たるもの、又は父祖より傳承せるもの、其の他自己に屬する一切の財産に就きては、所有の権利あり。他人の財産を損傷するが如き行爲は、直接と間接とを問はず、皆此の権利の侵害にして、偷盜詐欺などは言ふまでもなく、人に屬する無形の特權、即ち著作権・特許權・意匠専用の権利・商號商標使用の権利の如きに至るまで、

生命を保全するは人の本務なり、
先づ其の身體生命を保全すべし。

之を損害するは、亦この権利の侵害なり。

四、名譽保全の權利。各人その身に應ずる名譽を有すれば、之を保全するは、その權利なり。人若し此の名譽を辱めらるゝ時は、また世に立つ能はず、其の損害は生命・財産の損失にも過ぐるゝことあり、然れば、各人特に之に就きて戒愼を加へざるべからず。國家は法律の條規によりて、各人に名譽保全の權利を認め、他人の名譽を侵害すべからざる義務を負はしむと雖も、是は唯法文の上に其の形式を示したるに過ぎず。之を尊重し、之を運用して、社會の平和を保持するは、各自の道德上の責務なり。されば我等は

他人の権利を侵害するは、他人の名譽を辱めらるゝことあり、また世に立つ能はず、其の損害は生命・財産の損失にも過ぐるゝことあり、然れば、各人特に之に就きて戒愼を加へざるべからず。

衷心權利の尊重せざるべからざるを覺り、義務の遂行すべきを感じて、確實に之を行使せざるべからず。權利と義務とを正當に解せざる人は、自治の能力に乏しく、正義の念に薄く、到底立憲國民たるの資格なきものなり。この點に關し、我等は歐米諸國民に比して、少しく遺憾なき能はず、豈に之に鑒みざるべけんや。

斯くの如く、權利は各個人に屬するものなりと雖も、國家が之を公認せる以上は、其の保障は固より國家の權力に屬す。故に若し自己の權利を侵害せられたる時は、私にその賠償を求むることなく、之を國

家の公力に訴へて、その恢復を圖らざるべからず、是れ國家の權威を尊重し、社會の秩序を保つ所以なり。然れども徒に權利義務を主張して、濫訴の風を生じ、遂に父子相反し、兄弟相争ひ、法廷に出て、骨肉の關係をも顧みず、相互に權利を論じ、義務を責むるが如きに至りては、言語道斷なり。蓋し權利義務の如きは抑、末のみ、人間として之を觀れば、更に道德的感情の一層貴重なるものありて存するを知らざるべからず。法律上たとひ權利義務の責なきも、徳義上その責を免れざることあり、法律上の權利義務を超越して、こゝに徳義上の權威責任の存することを忘

るべからず。然らば則ち、權利義務も道德に基づきて始めて的確に行はれ、情義に缺くることなきを得べし。

第四章 國際道德

第一節 帝國の地位

我が日本帝國は、現今世界に於て如何なる地位を有するものなりや、之を知り、之を察するときは、國際に處するの道、自ら明かならん。

抑も我が帝國は、曩に日清日露の戰役を経て、武勇と義俠とを以て世界に鳴り、近く朝鮮半島、亦我が版

圖に歸し、領域頓に擴大し、今や帝國の地位は、東洋の一孤島にあらずして、世界の舞臺に活躍せる一大強國たるに至れり。されば我等は、激烈なる列國競争の間に立ちて、一旦贏ち得たる現在の地位を保持するのみならず、更に國權を伸張し、國家の品位を高めざるべからず。

更に之を社會文明の上より考察するに、從來歐洲の強國が相互に同盟せしことはあれど、未だ東洋の諸國と同盟を結びしことはあらず。然るに人種を異にし、宗教を異にせる日英兩國の同盟を結びたるが如き、又北清事件に際し、我國が歐米諸國と聯合軍

を起して、義和團を討伐したるが如き、實に前代未聞のことにして、世界歴史に一大變動を來し、人類史上に一轉機を與へ、東亞の一國をして、歐米諸國と同等の地位に立たしめたるものといふべし。

今や世界の趨勢、東西文明の渾融を促すの時に當りて、地理上より云へば、東西半球の中間に位し、閱歴より云へば、優に歐亞の文華を併せ、人種より云へば、融會に長ぜる我が大日本國民の其の天職として務むべきもの、眞に重且つ大なりと謂ふべし。而して此の重大なる任務を果して、現在の地位を保持するのみならず、更に國權を伸張し、國家の品位を高むる

こと、一に諸君が今後の活動如何にありと謂ふべし。豈に努めて而して勵まざるべけんや。

第二節 國際關係

家族の間に交際あるが如く、國家と國家との間にも交際なかるべからず。是れ國際間、相互に盡すべき責務を生ずる所以なり。

交通不便なりし時代には、各他國民を蔑如し、甚だしきは之を夷狄視して、獨り自ら尊大にする風ありしも、文明の今日に於ては、互に門戸を開放し、列國交際の途を開き、條約を交換し、通商貿易の規程を定め、

各公使を派遣して、此に自國を代表せしめ、以て和親の基礎を定む。是の故に、各國の人民互に相往來して、物産を交換し、或は學術技藝を修むる等、彼我の交際益、親密に赴き、眞に五洲一家、四海同胞と異なるなきに至れり。古人曰く、『四海の内皆兄弟なり』と、誠に然り。されば國家は、他の國家に對して、其の獨立と權利とを重んじ、又和親を厚うする責務あり。隨つて一國の臣民は、他の國家に對し、又其の臣民に對して、同様の責務を有するものなり。

國家が權利を主張し、利益を保護する上に於て、他の國家との間に衝突を生じたるときは、開戦の已む

を得ざるに至ることあり。然るときは、國家はあらゆる手段を盡し、國民は十分なる敵愾心を起して、勝利の目的を達すべしと雖も、之を移して個人に及ぼすは不可なり。蓋し戦争は、國と國との衝突にして、人と人との鬭争にあらざればなり。故に捕虜、創傷者等の如く、已に戦鬪力を失へる者は、決して之を戮殺すべからず。又直接戦争に關係せざる人民には、敢て危害を加ふべからず、又其の財産を掠奪すべからず。是れ戦争に關係する者の、深く意を用ふべき所とす。

又他の國家と國家との間に戦端を開き、我國が之に對して局外中立を宣告したるときは、國民は嚴正に之を守り、他の交戦國の何れに向ひても、兵器炭水等、戦時禁制品と目せらるゝものを供給して、私に之を扶助するが如き行爲あるべからず。之を要するに、凡そ國際に關する事項は、一私人の行動に過ぎざるものと雖も、是より生ずる結果、延いて自國の全體に影響するが故に、是に關する責務を盡すは、國家に對する責務を完うする所以なることを知るべし。

第三節 外國人に對する信義

國際に關する事項は、單に一私人の行動に過ぎざるものと雖も、其の結果は延いて國民全體に及ぼすものなること、前既に述べたるが如し。されば我等は國家の體面を尊重し、外國人に對しては常に信義を守らざるべからず。由來我が國民は勇武を以て知らるるのみならず、其の博愛の情に富むること、亦夙に著はれたり。史上その美談に乏しからず、近く日露の戰役に際しても、我軍は實に勇武にして且つ寛大慈仁なりき。是れ皆、愛國と博愛とを兼ねたる我が國民精神の發露にして、人道の美、之に過ぐるはなし。我等はますくこの精神の發揚に努めざ

るべからず。

國と國との關係上、最も重要なるものは通商なり。通商は、常に關係國相互の有無を通じ、利益を交換する方法なるのみならず、實に列國生存競争の手段なり。假令ひ兵力は列國を威服するに足るも、通商にして振はざらんには、平和の際、到底經濟の競争に勝つこと能はざるべし。されば商工業に従事するものは、廣く世界の市場に注意し、信義を重んじ、遠大の識見を懷き、以て國家の利益を増進せんことを圖らざるべからず。

商權を擴張するは、通商上の一大要務なり。故に

自國の商品を廣く世界の市場に出して、其の販路を擴め、輸出入の事業は、直接に之を自國民の手に收めざるべからず。外國の商品を輸入するにも、自國の商品を輸出するにも、常に外人の手を経るが如き状態にては、貿易の發達は到底望むべからざるなり。

通商貿易に關して、國民の最も注意すべきは、信用を重んずるに在り。商業は、總て信用を以て基礎となす、而して歐米諸國の國民間には、この信用を重んずるの徳義、比較的多大に發達し、是を以て商事交渉の要件となすが故に、若し信用を失ふときは、是より生ずる損害は、啻に一個人に止まらず、延いて國家の

體面に關するものとせられたり。然るに我國の商人の弊として、往々目前の小利に迷ひ、粗製濫造の商品を輸出し、又は約束の期限を怠り、或は不正の手段を用ゐる等のことありて、國民の信用を傷け、國産の價値を墜したること、其の例に乏しからず、深く自ら省みて、慚づる所なかるべからず。

第四節 外國人に對する禮義・交際

方今列國の交際益、親善を加へ、相互に使節を差遣して國交を修め、又領事を所要の地に置きて、國民の海外に在る者を保護し、通商・航海の便利愈、開けて、彼

我國人の往來、日に月に頻繁を加ふるに至れり。此の時に當りて、若し我が國民の外人に接するの道、宜しきを得ざることあらんか、啻に其の個人の人格を傷くるのみならず、或は延いて我が國民一般の品位を損し、甚だしきは國際の關係をも害するに至らん、豈に愼まざるべけんや。

外人との交際として、別にその道の存するにあらず、たゞ同胞間の交際と同じく、身體、財産、名譽等を尊重し、相當の禮義を守りて好意を致し、相和親して人類の幸福を完うすべきのみ。然るに外人とさへ見れば、徳義人情を顧みず、非行を敢てするものあり、是れ

實に帝國の光榮と威信とを損するものなれば、深く之を戒めざるべからず。

外國の公使は、其の派遣せられたる國家を代表するものなれば、我等は之に對して相當の尊敬を拂はざるべからず。假令ひ其の國と交戦の際にありても、決して之に害を加ふること能はざるものとす。

而して其の他の臣民と交るにも、常に親切の心を以て、其の人格を尊重し、之に禮讓を盡すべきは、自國の人に對すると、毫も異なることなかるべし。殊に遠國より來遊する者を厚遇するは、我國の厚誼を海外に示す一端ともなり、且つ我が國人の彼の國に遊ぶ

者あるとき、彼れ亦我れを厚遇するの因ともなるべし。然れども徒に外人に心酔して、殊更其の意を迎へ、種々醜態を演じ、自ら國民たる品位を失ふが如きは、深く慎むべきことなりとす。

第五章 實賤道德の基礎

第一節 總論

道德は、一言以て之を蔽へば、善を務め、惡を避くるの謂なり。而して道德の關する所は、皆人生の實務に係るを以て、假令ひ其の理を曉るとも、之を實際に行はざれば、毫末の益あることなし。如何ほど病理

信理
の理を
曉るとも

の學を究めたりとて、實際に臨んで患者を治癒すること能はざれば、其の學將た何の用かあらん。知りて而して行はざれば、其の知れる事も猶服用せざる藥の如し。無智無學の輩にして罪を犯すものは、多くは其の惡事たるを知らざるに由るが故に、情に於て稍恕すべきものありと雖も、然れども、知識あり學問あるもの、其の非を知りて尙ほ之を遂ぐるに至りては、罪迥に大なりと謂はざるべからず。

然れども、善惡の何たるかを鑑別する能はざれば、假令ひ善を行ふの心あるも、過つて惡を爲すことあるべし。偷盜殺傷の惡事たり、博愛慈善の善事たる

は、三尺の童子も惑はじ。されど、社會の組織複雑となるに隨ひ、我等の爲すべき本務も亦益繁雜となり、俄に其の輕重大小を決すべからざるものあり。此くの如き場合に於て、之を辨別するの知識なければ、人或は何等の心なくして誤りて罪を犯すことあらん。

要するに、知行合一は、道德の第一義にして、道德と知識とは、決して相離るべきものに非ず。而して實踐道德の大要は、我等既に之を學びたるも、尙ほ徳行を完うせん爲に、我等は、更に進んで、其の基礎となるべき知識を有せざるべからず。蓋し道德上の判断

は、普通の場合に於ては、常識の判断にて足れりと雖も、一たび其の根本に立入りて、善惡正邪の別を究めんには、常識のみに依頼しては、往々判断を誤ることあり。是れ實踐道德の基礎となるべき知識を要する所以なり。

道德上の知識と實踐道德との關係を譬ふれば、前者は猶生理の如く、後者は猶衛生の如し。生理の知識を應用して、身體の健康を圖るもの、之を衛生と云ふが如く、道德上の知識を應用して、日常百般の行爲に指導を與ふるもの、之を實踐道德と云ふ。

第二節 行爲

世人多くは行爲なる語を廣義に解し、人間の一切の動作を包含するが如くに使用すれども、道德上謂ふ所の行爲は、其の意味に自ら制限あり。道德上謂ふ所の行爲は、自ら識りて之を行ふのみならず、意志の作用の加はれる動作ならざるべからず。換言すれば、意識的にして、且有意的ならざるべからず。例へば夢中の動作は、意識的ならざるが故に、行爲とは云ふべからず。又人に押されて傍人の足を踏みたるときの如き、意識的なれども、有意的ならざるが故

に、之を行爲と稱すべからざるが如し。

是に由つて之を觀れば、行爲は、意識的なることを外にして、有意的なることを其の最要件とするものなり。随つて行爲の要素は、外部に現はれたる動作にあらずして、其の動作を生ぜしむる意志作用に存すと謂ふべし。されば、我等の心的活動たるに止まり、未だ動作として現はれずとも、既に意志作用の加はれるときは、之を行爲と稱するを妨げず。即ち行爲の行爲たる所以は、意志作用に在るを知るべし。行爲の要素が、動作其のものに在らずして、意志作用に存することは、道德上極めて肝要なる事にして、

道德が法律と異なる所以のものも、亦實に此に在り。蓋し法律にては、意志の有無が有罪無罪を決定する條件たらざるには非ざれども、單に意志の作用のみに止まり、未だ動作に現はれざるものは、之を法律に問ふの由なく、従つて斯る精神作用に對して、法律は是非曲直の判断を下すこと能はず。例へば竊盜罪を構成するには、財物を竊取せんとする決意あるを必要とすれども、此の決意が或る故障の爲に妨げられて、實行に至らざるときは、竊盜罪として處分すること能はざるが如し。然るに、道德にありては、假令ひ動作に現はれずとも、物を盜まんとする決意をなし

たるときは勿論、未だ其の決意をなさずとも、斯る惡意を抱ける以上は、之を不問に付すべからず。道德が法律に比して内面的性質を有し、且其の範圍の法律よりも廣きこと、是を以て知るべきなり。

第三節 動機

行爲の要素は、外部に現はれたる動作に在らずして、内部に於ける意志作用に存すと云へり。然るに、意志は故なくして其の作用を爲すものに非ず、何物にか動かされて、或る物を得、又は或る事を爲さんかために、其の作用を爲すものなり。例へば竊盜の決

意をなし、之を實行せんとするには、之をして然らしむる原因なかるべからざるが如し。然らば、其の謂はゆる意志を動かすものは何ぞや、曰く、動機是なり。動機は、我等をして活動せしむる機會を與ふるものにして、我等が或る物を得、又は或る事を爲さんと欲求するを云ふ。即ち遂げんと欲する所の欲望の觀念に外ならず。欲望は、同時に二つ以上起ることあり。然るときは、選擇の結果、其の優勝なるもの動機となる。斯くて、動機に動かされて、意志は決定をなし、繼いで是を實行に現はすに至る。例へば、學生が、終日一室に閉ぢ籠りて勉強したるため、陰鬱の情

に堪へず、郊外に散歩して、心身の疲勞を醫せんと欲するとき、學生の欲望の目的たる散歩の觀念は、即ち此の場合に於ける動機なり。而して此の動機に動かされて、散歩の決意をなし、戸外に出づるに至らしむるものは、意志の作用なり。

されば、動作の原因は意志に在り、而も尙ほ一步を進めて考ふれば、意志作用は動機に由りて生ずるが故に、動機は意志作用の原因にして、即ち行爲の原因なりと云ふべし。

此くの如く、動機は、道德を論ずるに當りて、極めて肝要なるものなり。されば、行爲の善惡を判斷する

には、先づ以て動機の善惡に就いて問はざるべからず。動機を外にして、實際に生じたる結果のみに就いて判断するときには、意外の誤を生ずるを免れず。何となれば、行爲の結果は、往々豫想外の事實となりて現はるゝものなればなり。例へば、甲は、人を救はんとて爲したる事が、或る行違ひの爲に、却つて彼に禍を與へ、乙は、人を苦しめんとて爲したる事が、或る出來事の爲に、却つて彼に幸を與ふるの結果を生じたる時の如し。斯る場合に、動機を無視し、其の結果のみに就いて、甲乙の善惡を定め得べきか。

然れども、前と反對に、獨り動機のみを重んじて、行

爲の善惡を定むるは、また隱當なりといふべからず。何となれば、假令ひ行爲の目的にはあらずとも、行爲者が豫想したりし結果に就いては、彼は責任を辭すること能はざればなり。例へば、或る人が、友人の病に苦めるを見、之を癒せんと欲して、劇藥を與へ、爲に死に至らしめたりと假定せよ。友人の病を治せんと欲する心、即ち動機は、一點の非なる所なし。然れども、彼は其の劇藥なることを知り、之を與ふれば或は危険なる結果を生ずべきことを豫想したりとせば、假令ひ致死が其の目的に非ずとも、之に對して責任を辭すること能はざるが如し。

されば、行爲の善惡を定むるには、動機結果共に併せて之を判断の對象となすべきのみならず、尙ほこの外に、我等は行爲の方法手段をも考へざるべからず。假令ひ動機結果共に善くとも、其の取る所の手段にして善からざれば、是れ亦善行とは謂ふべからず。例へば、老母を慰めんが爲に、隣家の花を盗んで之を呈するが如き場合に於ては、其の手段善からざるを以て、其の行爲たるや、到庭非難を免れざるが如し。

第四節 品性

我等の行爲は、意志の作用によりて決定せらるること、前に述べたるが如し。然るに、意志の作用は、人によりて異なること勿論なるも、同一人に在りては、大抵同一の方向に傾くを常とす。例へば、親切なる人の行爲は常に親切にして、薄情なる人の行爲は常に薄情なるの類是なり。此くの如く、意志の作用をして一定の傾向を有せしむるもの、之を品性と云ふ。品性は習慣の凝結したるものにして、意志の作用に向つて一定の方針を與ふるものなり。然るに、習慣とは如何なるものなりやと云ふに、或る種類の行爲が屢、反覆せられ、遂に第二の天性を成すに至るを

云ふ。されば、行爲の源は意志に在り、意志を決定するものは品性なり、品性を造るものは習慣なり、習慣を造るものは個々の行爲なりと謂ふを得べし。即ち品性は、其の成るに及んでは意志を支配して、個々の行爲を決定すと雖も、其の始めは、個々の行爲によりて養成せられたるものなり。善良なる品性を得んが爲には、日常百般の行爲を慎まざるべからざること、是を以て知るべきなり。

品性の修養には、其の始めを慎むこと肝要なり。始めに少しく心を用ふれば、次第に習慣となり、知らず識らずの間に、善良なる品性を造り出すに至るべし。

し。又不良なる品性を改むるにも、其の始めに於てするときは、容易に之を打破するを得べし。若し然らずして、習慣の凝結したる後、俄に之を改めんとするときは、所謂勞して功なきの歎あるべし。

品性修養の必要を自覺したる以上は、之を一時に期せずして、永遠に其の功を收むるの覺悟なかるべからず。蓋し品性の修養は、人格の如何に直接の關係あり、品性を修養せずして、獨り人格をのみ高尚ならしめんとするは、到底出來得べき事にあらず。

第五節 責任

我等は自己の行爲に對して、善惡ともに責任を負はざるべからず。何となれば、行爲の原因は自己に在るが故に、之に對して責を負ふものは、自己を措いて他にあらざればなり。責任の觀念は、道德上極めて重要なるものにして、是なければ、善惡の歸すべき所なく、人は如何なる惡事を爲すも、毫も憚る所なきに至るべし。

責任は、良心と離るべからざる關係を有するものにて、良心の作用の缺けたるものゝ行動は、之に向つて責任を負はしむること能はず。例へば、小兒白痴、狂人又は蠻人の行動の如し。是に就いては、尙ほ良心の條を參考すべし。

第六節 良心

我等の精神作用は、千差萬別なれども、之を分ちて知情意の三種とし、一切の作用を其の中に類屬せしむるを得べし。然らば、良心は知情意の中、其の何れに屬すべきか。若しそれ知情意の何れにも屬せずと云はば、如何なる特性を具へたるものなるか。

良心は寧ろ、知情意の三者を包含するものとすべし。今それ我等が或る行爲を爲し又は爲さざらんとするに當りて、其の爲すべく又は爲すべからざる

ことを判断するは、良心の知的作用なり。既に善悪正邪の判断をなしたる後、正善の行爲を爲し、邪惡の行爲を爲さざらしめんとするは、良心の意的作用なり。而して、行爲の實行に先だちて、爲すべし又は爲すべからずと感し、又實行の後、其の善事なりし場合に愉快を感じ、其の惡事なりし場合に不快を感ずるは、良心の情的作用なり。

良心の作用は、自己の行爲に就いて現はるるのみならず、他人の行爲に對しても現はるるものにて、親愛尊敬等は、他人の爲したる善行に對して生じ、憎惡輕侮等は、他人の爲したる惡行に對して起る。

良心の作用は、絶對的にして、之に伴ふに、我等を拘束するの感情を以てす。即ち我等が本務なり正善なりと認めたる事は、之を爲さざるべからずと感し、邪惡なり非道なりと認めたる事は、之を避けざるべからずと感し、恰も無上の權威を具へたるものが、我等に命令して、服従を要求するが如き觀あり。是れ意識の他の方面に於て見るを得ざる状態にして、良心の特色と謂ふべきなり。

此くの如く、良心は、善事は必ず爲すべく、惡事は必ず爲すべからざることを我等に命令するものなれば、我等は、正邪善惡の判断に迷ふ毎に、自ら之を良心

に質し、其の指揮に従つて去就を決せざるべからず。然れども、我等は時として誘惑又は熱情の爲に良心を蔽はれて、不正なる判断を爲すことあり。又悪事を爲さんと企つるときは、忽ち妄念と良心との闘争を惹起し、妄念強きが爲に遂に良心の敗るるを致すことあり。王陽明曰く、山中ノ賊ヲ破ルハ易ク、心中ノ賊ヲ破ルハ難シ」と、妄念は實に心中の賊にして、之を破ること必ずしも容易なりとせず、是れ妄念は直接若しくは間接に肉體の欲に關聯すればなり。又悪事を爲す習慣に染みたる者は、良心を無視して、是が判断を仰がず、爲に善惡を辨別し得ざることあり。

要するに是等の場合に於ては、良心が誘惑熱情若しくは習慣の爲に迷誤に陥りたるなり。

良心は、何人にも具はるべきものなれども、教育と經驗とに由りて、大に其の發達の度を異にし、人に由りて高下の差あるのみならず、恰も身體に不具者あるが如く、生來殆ど良心を缺けるもの無きに非ず。此の類の人に在りては、固より道德の法則を解すべき能力なく、従つて之を守るも、之を犯すも、唯偶然に然るのみ。是故に、是等は例外と見做さざるべからず。

教育と經驗とに依りて、良心を發達せしむるは、思

想未だ定まらざる青年に取りて、最も肝要なることなり。而して之を爲さんには、良心の知情意三方面ともに、成るべく均等の發達を遂げしめんことを要す。若しそれ善を愛し惡を憎むの情あるも、何れが善にして何れが惡なるかを認識する知の作用に於て缺くる所あらば、己れ之を欲せずとも、正道に背き、人倫に違へる行爲なきを保すべからず。殊に文明の進歩に従ひ、人事愈々複雑となれる今日に在りては、一層此の點に注意せざるべからず。然れども如何に善惡の判斷を誤らずとも、善を遂げ惡を避くる意志の力に乏しきときは、假令知識ありとも道德上、何

等の效果をも生ずること能はじ。教育ある人にして、善惡の何たるかを辨別しながら、尙ほ背倫汚徳の行をなすものあるを見れば、思ひ半ばに過ぐるものあらん。

世に道德あるは、人に良心あるに由る。良心は、實に道德の基本なり、源泉なり。之を涵養し、之を完成して、其の光明を煥發せしむるは、徳教の祕訣なり。然り、徳教の極致なり。

第七節 理想

長短を計るには尺度を以てし、重量を計るには權

衡を以てするが如く、行爲の善惡を判断するにも、一定の標準なかるべからず。此の標準たるべきものは何ぞや、曰く道德的理想これなり。譬へば、良心は裁判官の如く、理想は法律の如く、行爲は被告人の如し。裁判官が、法律に照して、被告人の有罪無罪を判断するが如く、良心は、理想を標準として、行爲の善惡を判断す。

理想は、現在の不完全なる状態に満足せず、これより進みて、將來に完全なる状態を實現せんと企つるに依りて生ずるものにて、畢竟我等が或る完全なる状態に到達せんとする希望をいふ。希望なるが故

に、現實にはあらず。現實は、現に斯くあるものなれども、理想は、斯くあらんと欲して、未だ斯くあらざるものなり。觀念としては、心に存在すれども、實際には、未だ實現せられざるものなり。

然れども、理想は空想とは異なり、到底出來得べからざる事を希望するものにあらず。道理に適へる想像にして、我等の努力如何によりて、實現せられ得べきものをいふ。例へば、日本畫を學ぶものが、次第に上達して雪舟探幽の妙域に到らんとするが如きは理想にして、放蕩無賴の徒が、一躍して天下の豪傑たらんとするが如きは空想なり。唯それ、理想も之

が實現に努力せざれば、其の實、空想と擇ぶ所なからんのみ。

學問を勵み、藝術を研き、事業を企つるに當りて、其の理想あらざるはなし。我等は、理想に向つて進むが故に、常に活動して止まる所を知らず。即ち一の理想を實現するを得たらば、更に高尚なる理想を立て、此に到達せんことを努む。斯くて、我等は理想に促されて向上進歩し、我等が向上進歩するに従つて、理想は、益進化し、發展す。若し我等は、何等の理想なくして、日夜行動しつゝありとせば、是れ實に無意味の生活を送るものにして、所謂醉生夢死するものに

外ならず。此の點より考ふれば、理想は人類生命の内容なりと云ふも溢言にあらず。

然れども、理想は、人に依りて異なるのみならず、同一人にてても、時と場合によりて變化あり。然るに、理想の高下善悪は、人生に至大の影響を及ぼすものにして、卑近なる理想を有するものは、淺薄なる樂天主義を以て満足し、或は小成に安んじ、或は屈辱に甘んじ、或は名利に狂奔する等、絶えて高尚なる人性を實現することなし。若しそれ不健全なる理想を抱くものに至りては、理想と現實との懸隔に失望し、其の理想に向つて進むことをせず、乃ち一轉して極端な

る自然主義に陥り、専ら肉樂に耽りて、墮落腐敗を極め、或は一種の厭世觀に陥り、徒に悲憤し、又は憂鬱に沈み、甚だしきは自殺を企つるものあるに至る。故に我等は、理想を持つること高尚にして、且健全なるべく、而も現在の地位境遇に應じて、之が實現に努力する所なかるべからず。

然れども、我國に於ては、幸にして教育勅語のあるあり、道德の根柢已に確乎として定れり。我等は此の勅語に規定されたるものを理想として、實踐躬行に努力せざるべからず。

第八節 意志の修養

意志は、極めて重要なものなるが故に、我等は常に是が修養を勉めざるべからず。徳の修養と云ひ、品性の修養と云ひ、人格の修養と云ひ、皆意志の修養を待たざるべからず。左に其の方法を述べれば、

第一、意志の修養に大切なるは克己なり。我等日常の生活には、屢誘惑に遭遇することあり、而して是等の誘惑は、常に我等を邪道に導かんとす。斯る場合に、自己を制して、其の放縱に流るゝを防ぐには、多少の努力を費さざるべからず、換言すれば意志の働に由らざるべからず。多少を問はず、意志を克己に

働かしむることは、意志を鍛錬するに最も大切なる方法なり。例へば、嚴冬の晨、冷水浴を行ふが如き、衛生上の事は、姑く措き、亦是れ道德上意志を鍛錬する一法たるを失はず。固より克己と云ふも、嚴肅に過ぎて、枯木死灰の如くなるべしと云ふにあらず。然れども、多少の克己は、道德上好結果を生ずるものなること、何人と雖も之を否定すべからず。彼の儉素の徳を奨励するも、嘗に經濟上の關係のみならず、其の外に、克己によりて意志を強大ならしめんが爲なり。平氏は逸樂に耽るに由つて亡び、源氏は克己を努むるに由つて興る。是れ豈に克己の重んずべき

適例にあらずや。

第二の方法は進取なり。我等は常に新境遇を打開きて、絶えず前進せざるべからず。此くの如くするときは、前途に限りなく目的を生じ、直前邁往の愉快を感ずると共に、意志は次第に發展し來るものなり。之に反して、常に消極的の態度を取るときは、毫も新たなる目的を生ぜざるため、意氣鎖沈して、絶望の境界に陥り、遂に煩悶を生じ、厭世を唱ふるに至る。他なし、其の達せんと欲する所の目的なきため、炎々たる情熱之に副はざるに由る。此くの如くんば、假令ひ生命ありと雖も、精神上に於ては已に死せるに

同じ。

要するに、意志は廢用に由つて次第に薄弱となるが故に、我等は此の活動せる社會に於て、奮闘前進して、意志を發展せしむるに努めざるべからず。而して若し其の進路を遮るものあらば、之に打勝ちて、益意志を強大ならしめざるべからず。意志は鍛鍊に由りて鞏固となるものにして、一難を経る毎に一倍の力を加ふ。盤根錯節は意志を強大ならしむる好機會なりと知るべし。

第三には精力を蘊蓄することなり。體質虚弱なるときは、意志も亦之に伴うて其の力を失ふに至る。

故に體力の増進に害ある事は、力めて之を避け、平素十分の氣力を内に貯へざるべからず。例へば、情欲を縱にして精力を消耗するが如き、最も意志の修養に有害なり。一朝事あるに際し、精力不足するときには、十分なる働を爲すこと能はざるべし。

第四、意志の修養には精神上多少の冷靜を要す。

若し周圍の事情に心を奪はれ、動もすれば自己の立場を失ふ様にては、意志は十分なる働を爲すこと能はず。如何に複雑なる社會に處すとも、多少胸中に閑日月を貯へ、忙中一點の冷靜あらんことは、意志の修養に取りて、頗る肝要なる事なり。言ふまでもな

く、我等は社會に出でて努力奮闘せざるべからず。然れども、努力奮闘と共になかるべからざるものは、精神の据りなり。精神の据りなければ、容易に周圍の事情に動かさるゝこと、恰も浮草の流れに伴ふが如くならん。此くの如くならば、主たるものは周圍にして、自我は却つて客たるの地位に立たざるを得ず。意志の強大を期せんには、自我を主となし、確乎たる態度を以て周圍を制するにあらざれば、到底其の效を完うすること能はざるべし。

此の外、尙ほ意志の修養法として擧ぐべきもの少からず。例へば、修養に適切なる書を讀むが如き、又

活潑なる運動を爲すが如き、皆是なり。されど、是等は姑く措き、

第五に最も重大なるものを擧ぐれば、意志は正しき目的を持し、之を成し遂ぐる爲に活動せんことを要す。目的正しければ、前路を遮るものなし、假令ひ一時之を遮るものありとも、到底永續するものにあらず。正しき目的は、必ず達せられずんば止まざるの勢を有す。故に一時他の意志の爲に妨げらるゝことありとも、能く撲滅し去らるゝものにあらず。加之、正しき目的を持して進むときは、茲に強大なる味方を得るに至る。即ち我れは正道を辿るものな

りとの自覺これなり。此の自覺は、我等の意志をして非常に強大ならしむるものにして、此の強大なる意志は、何物と雖も之を破壊すること能はず。彼の文天祥が牢獄の中に鎖され、濁水混々として流れ來るも意とせざりしは、是れ豈に正しき目的の自覺ありしが爲ならずや。

之を要するに、意志の修養は、道德の實踐に最も大切なる事なり、殊に青年に對して然りとす。諸子は將來中流以上の社會に立ちて、一般國民に模範を示すべき位置に在るもの、其の任務重且つ大なりと謂ふべし、豈に努めざるべけんや。

新編
修身教科書 卷五終

明治四十五年二月廿九日
文部省檢定
中學修身教科用書

明治四十四年十二月十六日印
明治四十四年十二月十九日發行
明治四十五年二月廿五日訂正再版印刷
明治四十五年二月廿八日發行

複製
不許

著者

井上哲次郎

發行者兼
印刷者

金港堂書籍株式會社
東京市日本橋區本町三丁目十七番地

代表者

原亮一郎
東京市下谷區龍泉寺町四百十四番地

發行所

東京市日本橋區
本町三丁目

振替貯金口座
八八一五番

金港堂書籍株式會社

廣島縣立廣島商業學校

本科第三學年甲組

金口專一

新編修身教科書

卷五 金式拾七錢

